

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。

学校は、いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応することが重要である。加えて、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、これを解決に導いていかなければならない。

東京都内の全ての公立学校は、「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」を踏まえ、以下の六つのポイントを念頭に、いじめ防止対策を推進していく必要がある。

ポイント 1

軽微ないじめも見逃さない 《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》

- 行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという「いじめ」の定義に基づき、学校として確実にいじめを認知することが不可欠である。
- 全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、いじめの件数が多いことは問題であるという誤った認識を払拭し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめをも見逃さずに、これを的確に認知していく。

ポイント 2

教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む 《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》

- 軽微な段階でいじめを解決に導くためには、学級担任等が気付いた子供の気になる様子や子供同士のトラブルについて、学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行うことが不可欠である。
- 「いじめ防止対策推進法」の規定により、全ての学校に設置されている「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にする。教職員は、この委員会への報告・連絡を欠かさずに行うことにより、あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現する。

ポイント 3

相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す 《学校教育相談体制の充実》

- 被害の子供が、「大人に伝えたら、もっといじめられる」と考えたり、周囲の子供が「自分もいじめの対象になる」と考えたりするなど、いじめについて大人には相談しづらいという状況を改善するため、学校教育相談体制を充実させることが必要である。
- 子供からの訴えを確実に受け止め、相談した子供が安心して学校生活を送ることができるようするため、日常から、子供の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備する。このことにより、子供が教職員を信頼して相談できる関係を築いていく。

ポイント 4

子供たちが自身が、いじめについて考え行動できるようにする 《いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》

- いじめ問題を解決するためには、子供たちが自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要である。
- 全ての教育活動を通じて、子供たちの自己肯定感を育むとともに、望ましい集団活動の中で、自尊感情をもてるよう適切な指導を行う。その上で、道徳や特別活動等の充実を通して、子供たちが、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、行動する機会を設定するとともに、教職員が子供の活動を励まし支援していく。

ポイント 5

保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る 《保護者との信頼関係に基づく対応》

- いじめ問題を解決するためには、学校は、被害及び加害の子供の双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応していくことが必要である。
- 日常から、全ての保護者に対して、「いじめ」の定義を踏まえ、いじめはどの学校どの子供にも起こり得る問題であることを説明するとともに、「学校いじめ防止基本方針」の内容を周知しておく。いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えるなどして、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。

ポイント 6

社会全体の力を結集し、いじめに対峙する 《地域、関係機関等との連携》

- いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるようにするためには、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応することが必要である。
- 都内全ての公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の機能を明確にする。その上で、定期的な会議や個別事案ごとの会議を通して、教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、被害の子供を支援したり、加害の子供の反省を促す指導を行ったりする。

なお、上記六つのポイントを踏まえて、いじめ防止の取組を推進するに当たっては、

- ◆ いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をしない。
- ◆ いじめの行為の重大性や緊急性（加害の子供の故意性、継続性等を含む。）及びその行為により受けた被害の子供の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて、解決に向けて適切に対応する必要がある。
- ◆ 行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する必要がある。

ことについて、教職員はもとより、保護者、地域、関係機関等から十分な理解を得ておくことが必要である。